

広島市ごみステーションの管理用具の貸与制度について(概要)

1.制度の目的

家庭ごみの収集のために屋外に設けたごみステーションを管理している自治会等に対し、ごみステーションの管理に必要な管理用具を無償で貸与することにより、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、適正な維持管理の促進及び家庭ごみの収集効率の向上を目的とする。

2.貸与対象団体

概ね 10 世帯以上が利用する屋外に設けたごみステーションを管理している自治会等の代表者とする。

※ 自治会等の代表者とは、自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及びごみステーションを使用する者の団体の代表者をいう。

3.制度内容

管理用具の貸与は、防水シート、カラスよけネット、ごみ収集枠のいずれか 1 種類とし、ごみステーション 1 か所につき 1 回とする。

(1) 防水シート

2.7m×1.8m (約 10 世帯用)

2.7m×3.6m (約 20 世帯用)

(2) カラスよけネット

2m×3m (約 10 世帯用)

3m×4m (約 20 世帯用)

(3) ごみ収集枠

幅 1.2m×奥行 0.6m×高さ 0.7m程度 (約 10 世帯用)

幅 1.8m×奥行 0.6m×高さ 0.7m程度 (約 15 世帯用)

※ ごみ収集枠は、歩行者や車両などの通行の妨げにならない場所で使用し、使用後は道路上から持ち帰るなどの条件があります。



ごみ収集枠 (約 10 世帯用)



4.使用・維持管理

管理用具の使用に当たっては、使用する場所の所有者等及び近隣住民の同意が必要となります。また、道路等に管理用具を広げて一時的に使用する場合、片付けなどの管理について利用者間で十分話し合ってください。

歩行者や車両などの通行等の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理してください。

5.主な遵守事項

- (1) 管理用具を常に清潔に保ち、丁寧に取り扱いってください。
- (2) 管理用具は、道路上で一時的に使用する場合、ごみ収集後すみやかに道路上から撤去すること(道路占用許可を受けたごみ収集枠を除く。)
- (3) 管理用具をごみステーションの管理の目的外に使用しないこと。また、第三者への譲渡、転売及び売却はしないでください。
- (4) 管理用具の使用に際して生じた事故及び損害等については、すべて借受人の責任において処理してください。
- (5) 管理用具の修繕等に必要な費用については借受人で負担してください。
- (6) 管理用具に営利目的の広告物等を取付けないでください。

6.申請から管理用具の貸与までの流れ

申請書等の提出

管理用具の使用場所や片付けについては、使用者間で十分話し合いをした上で、申請書を各環境事業所へ提出してください。 **提出書類**広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請書用**様式第1号**

(添付書類) ①管理用具の貸与を受けるごみステーションの場所が複数の場合の内訳書 ②ごみステーションの使用者(一覧) ③特別の事情についての申出書 ④管理用具の使用場所等がわかる図面等 ⑤道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書 ⑥使用する場所の所有者等の権利者から同意又は許可が得られていることを証する書類(例 土地所有者のごみ収集枠使用同意書) ⑦近隣住民のごみ収集枠使用同意書 ⑧管理者届出書 ⑨ごみステーション管理規程(参考) ⑩家庭ごみ収集依頼書

防水シート、カラスよけネットの場合、①(複数の場合) ② ④ ⑧ を添付すること
ごみ収集枠の場合、①(複数の場合) ② ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ を添付すること

- ※ ごみステーションの使用世帯が10世帯に満たない場合等で特別の事情がある場合は、添付書類③が必要です。
- ※ 道路に設置している既存のごみボックスを撤去する場合は、添付書類⑤が必要です。
- ※ ごみステーションの場所に変更がある場合又は道路占用許可等が必要な場合には、添付書類⑩が必要です。

市から貸与可否の通知

貸与申請書及び添付書類を基に、内容を審査したうえで貸与の可否を決定し、その結果を広島市ごみステーションの管理用具の貸与決定通知書**様式第2号**又は不貸与決定通知書**様式第3号**により通知します。

市から管理用具の貸与

借受書の提出

借受期間は管理用具を受領した日から、1年とします。ただし、貸付期間満了の日の1か月前までに市又は借受人のいずれからも何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例によります。 **提出書類**広島市ごみステーションの管理用具の借受書**様式第4号**

使用及び維持管理

歩行者や自転車等などの通行の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないよう、適正な維持管理に配慮して使用してください。

問い合わせ先

●各環境事業所等(貸与・補助制度について)

中	☎241-0779 fax241-1407	南	☎286-9790 fax286-9791	西	☎277-6404 fax277-6406
安佐南	☎848-3320 fax848-4411	安佐北	☎814-7884 fax814-7894	安芸	☎884-0322 fax884-0324
佐伯	☎922-9211 fax922-9221	業務第一課	☎504-2219 fax504-2229		

●区維持管理課(道路上のごみボックスの改善等について)

中	☎504-2577 fax504-2554	東	☎568-7739 fax261-7810	南	☎250-8956 fax252-7179
西	☎532-0946 fax532-0958	安佐南	☎831-4948 fax877-7749	安佐北	☎819-3941 fax819-3964
安芸	☎821-4922 fax823-6358	佐伯	☎943-9737 fax923-5098		

Q & A

Q1 なぜ、ごみステーションの管理用具の貸与制度等を創設することとしたのか。

ごみ収集か所のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理の促進、さらには、道路上のごみボックスの改善など、地域における家庭ごみの排出に関する課題等について、地域コミュニティ主体での取組を進め、その取組を通じて良好な衛生環境の確保、環境美化の推進等を図るとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に“ごみ”コミュニティ活動支援事業を開始しました。

この事業を進めるに当たり、ごみステーションへの管理用具の貸与制度及びごみボックス購入等補助金交付制度を活用していただくこととし、創設したものです。

Q2 概ね10世帯以上で使用する屋外のごみステーションが対象とあるが、なぜ概ね10世帯以上なのか。なぜ屋外のごみステーションのみ対象なのか。

本市では、一般廃棄物処理実施計画において、ごみステーションによる排出を基本としており、広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱において、ごみステーション設置の基準を10世帯程度としているため、原則として10世帯以上を対象とします。

10世帯に満たない場合は、近くの使用世帯の少ないステーションと合わせるか戸別になっている世帯を合わせて10世帯以上となるようお願いしますが、地域の世帯数、場所等コミュニティの範囲がありますので、地域に特別の事情がある場合には事情を十分考慮して対象とする場合があります。

屋外のごみステーションは、カラスやネコの被害にあっている場合が多く、これらの対策が必要であるため、原則として屋外のごみステーションを対象としています。ただし、屋内のごみステーションでも外部に面している場合や駐車場などにあり、カラスやネコの被害を防ぐ必要があるなどの特別の事情がある場合には対象とする場合があります。

Q3 どこで申請書を配布しているのか。どこに申請すればよいのか。

申請書の配布・受付は、各環境事業所で行いますが、区維持管理課でも取次ぎを行います。また、市ホームページから制度の概要、申請書記入方法、申請書などをダウンロードすることができます。

市ホームページからは、「トップページ→暮らし・手続き→ごみ・環境→このカテゴリのコンテンツ→広島市ごみステーション管理用具の貸与制度及び広島市ごみボックス購入等補助金交付制度」と展開して申請書や記入例等を閲覧、印刷又はダウンロードしてください。

申請受付は各環境事業所で行いますが、区維持管理課に提出していただければ所管の環境事業所に取次ぎを行います。

Q 4 町内会未加入者も使用しているごみステーションだが、申請者はだれになるのか。


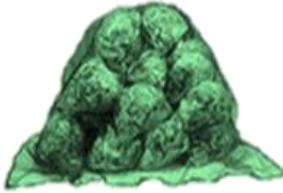

町内会で未加入者も使用しているごみステーションについて申請する場合の申請者は町内会長となります。町内会の班などで未加入者も使用しているごみステーションを設置管理している場合は班長などが申請者となります。

町内会がごみステーションに関わっていない場合は、ごみステーションを使用している方々の中から決めていただいた代表者が申請者となります。

Q 5 ごみステーションに貸与する管理用具とはどのようなものなのか。また、いつまで借りられるのか。

家庭ごみの収集のために屋外に設けた概ね10世帯以上が使用のごみステーションを管理している自治会、町内会やごみステーションを使用している者の団体の代表者に対して、防水シート、カラスよけネット、ごみ収集枠のうちいずれかを貸与します。

ごみステーションに貸与する管理用具

防水シート	カラスよけネット	ごみ収集枠
		
2.7m×1.8m (約10世帯用) 2.7m×3.6m (約20世帯用)	2m×3m (約10世帯用) 3m×4m (約20世帯用)	幅1.2m×奥0.6m×高0.66m 8.5kg (約10世帯用) 幅1.8m×奥0.6m×高0.66m 11kg (約15世帯用)

ごみステーションに管理用具の貸与制度の実施期間は、平成31年度末までとします。貸与はいずれかの管理用具を1回限りです。ごみボックス購入等補助金制度の利用者は貸与を受けられません。また、貸与期間は1年間ですが、返還の意思表示をされない限り、自動的に貸与期間が更新されます。

なお、道路上のごみボックスのうち、平成27年3月末に制定した「ごみボックス占用許可取扱要領」に定める基準を満たさない既存のごみボックス等を撤去して管理用具の貸与を受ける場合の貸与制度の適用は、早期に改善する必要があるため平成30年3月末までの予定としていましたが、2年間延長して、平成31年度末までの予定としています。

Q 6 管理用具の貸与制度を活用する場合の条件は何か。

使用者間の話し合いにより、管理者を選出するとともに使用者間で管理用具を使用して、ごみステーションを適切に管理することなどです。

道路上にごみボックスが設置されている場合は、現状のままで暫定的に道路占用許可を受けられるものや法面などに移設することにより道路占用許可を受けられる場合がありますので区維持管理課に相談してください。調査の結果、道路占用許可を受けてごみボックスの使用を続けるか、ごみボックスを道路上から撤去して管理用具の貸与を受けるかを選択してください。管理用具の貸与を受ける場合は、「道路に設置している既存のごみボ

ックスの移設・撤去計画書」を添付して貸与申請をしてください。

管理用具のうち、ごみ収集枠を道路上で使用する場合には、次の条件がありますので、ごみステーションの場所によっては貸与できない場合があります。

※ ごみ収集枠(奥行は60cmあります。)は、広げた状態の有効幅員(残りの幅)が概ね次のとおり確保できるものであり、かつ、交通の著しい阻害要因にならない場合に貸与できます。

- (1) 歩道上にごみ収集枠を使用する場合は、残りの幅が1.5メートル以上あること。
 - (2) 歩道がない場合で、車道又は歩車道の区分のない道路にごみ収集枠を使用する場合は、残りの幅が3メートル以上あること。
- なお、点字ブロックとの間を0.6メートル以上確保するよう努めること。

Q7 既に管理用具の貸与を受けているごみステーションでごみがあふれるため、新たなごみステーションを設置しなければならないときに管理用具は貸与してもらえるのか。

現在使用中のごみステーションが使用世帯数の増などにより、現状のステーションでの使用が難しい場合などで増設の必要がある場合には、新たに設置するごみステーションの使用世帯数が概ね10世帯以上となる場合には、貸与できます。

Q8 数世帯でごみステーションを使用しているが特に代表者はいない。管理用具の貸与を受けるには、代表者や管理者を決めなければならないのか。

使用者のうちから代表者を決めて申請してください。また、持ち回りの管理などであっても、申請時点の管理者を決めていただきます(ごみ収集枠の場合は、使用者間でごみ収集枠の管理について管理規程などを定めていただきます。)

Q9 防水シートやカラスよけネットを歩道や車道で使用することはいいのか。

防水シートやカラスよけネットの使用に当たりごみ収集時間に限り、歩道や車道の一部を使用する場合に、道路占用許可を受ける必要はありませんが、通行に支障がないよう注意してください。

Q10 貸与品が破損した場合、交換してくれるのか。

経年劣化による破損などの場合は、使用者の負担で修繕していただくこととなります。製品の製造上の不具合等により、適正に管理していたにも関わらず貸与後短期間に破損したような場合は修繕又は交換します。

Q11 貸与品が盗難された時は、再度貸与してもらえるのか。

貸与品の適切な管理がされず、ごみ収集後に常時放置していたような場合は、再貸与できませんが、私有地内に保管するなど適切な管理を行っていた場合は再貸与します。

Q 1 2 貸与されたごみ収集枠は境界ブロック等に固定してよいのか。

原則として、ごみ収集枠は固定せずごみ収集後に民有地へ保管していただきますが、道路占有許可基準の条件を満たせば、道路占有許可等を受けて道路上に固定できます。

Q 1 3 貸与された管理用具が破損等により不要となった場合、どうすればよいか。

防水シートやカラスよけネットについては、分別して収集日に出していただければ本市が無償で収集、処分します。

ごみ収集枠が使用できなくなったなど不要となった場合は、所管の環境事業所に返還していただきます。